

第2回 厚生文教委員会記録

1 日 時 令和4年6月14日(火) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 村 越 洋 一

副 委 員 長 太 田 紀 己 代

委 員 八 木 清 美

委 員 関 根 正 明

〃 霜 鳥 榮 之

〃 佐 藤 栄 一

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 0名

7 説明員 5名

副 市 長 西 澤 澄 夫

福 祉 介 護 課 長 岡 田 雅 美

健 康 保 険 課 長 田 中 かおる

教 育 長 川 上 晃

こども教育課長 松 橋 守

8 事務局員 2名

局 長 阿 部 光 洋

係 員 貫 和 志 行

9 件 名

議案第40号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

議案第41号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定について

議案第42号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について

議案第43号 妙高市立学校設置条例等の一部を改正する条例議定について

議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管事項

陳情第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情

10 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

○委員長(村越洋一) ただいまから厚生文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第40号から議案第43号の条例関係4件、議案第49号の所管事項の補正予算1件の合計5件であります。

議案第40号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

○委員長(村越洋一) 最初に、議案第40号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(岡田雅美) ただいま議題となりました議案第40号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国の制度にのっとったものとなりますが、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度下がる方に対し、令和4年度も介護保険料を減免することができるよう条例を改正するものであります。

減免対象となる要件につきましては、コロナ感染により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合、主たる生計維持者の事業収入が前年に比べて10分の3以上減少した場合、令和3年度と変更はございませんが、収入の比較につきましては、令和3年分に対して令和4年分見込額が3割以上減少となる場合に変更となります。また、減免対象となる納期限は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に納期限、または特別徴収対象年金給付の支払日が設定されている令和4年度分の保険料となります。

なお、令和3年度末の資格取得により令和4年4月以後の納期限となる令和3年度分の保険料についても対象となります。

施行日については、議決日の翌日6月22日となる見込みであります。

以上、議案第40号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（村越洋一） これより議案第40号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 参考までに聞かせてください。3年度分の資格を取得したという、こういう人のおおむね人数というのはわかりますでしょうかね、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 一応参考までに令和元年度からということで、それぞれの年度で申し上げますと、令和元年度が25人、令和2年度が28人、令和3年度につきましては6人というようになっております。

○委員長（村越洋一） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第40号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（村越洋一） 次に、議案第41号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） ただいま議題となりました議案第41号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、妙高保健センターの大規模改修に伴い、健康増進目的以外で貸し出し可能な部屋を増やすとともに、公

共施設等の使用料見直しに準じてコスト計算し、一部使用料金の見直しを行うため、条例を改正するものであります。

以上、議案第41号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（村越洋一） これより議案第41号に対する質疑を行います。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 健康増進での使用について、これまでの利用実績はどのようでしょうか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

令和3年度の健康増進目的で利用の方につきましては、大研修室が35回、618人、家庭保健研修室につきましては134回、1545人の方が利用されております。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） たくさんの方が利用されているということが分かりました。無料ということはとてもありがたいことです。せっかく改修したので、多くの方々から利用していただきたいと思いますが、今後新たな取組予定はありますか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

今回改修に伴いまして、これまで利用されていなかった部屋を改修しまして、市民の方に大いに使っていただけるように部屋のほうを増やさせていただきました。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 具体的な事業というんですか、そういうものはありますか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

健康増進で使われている皆さんの事業につきましては、どちらかといいますとサークル等に使われておりますので、自主的な健康増進を目的とした利用となっておりますので、そういった利用を促進してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 利用層についてですが、高齢者が主だと思えますけれども、課題として足の確保になると思いますが、どのように行う予定でしょうか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

例えばなのですが、地域の方同士で車を出し合って送迎を実施しているといったサークルもございますので、そういったものをお願いしたいものです。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 福祉協議会等もございますので、そういったところとの連携というのはありますか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

社会福祉協議会でも様々な事業を実施しておりますので、そういったところとも情報共有しながら連携してまい

りたいと考えております。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） よろしく申し上げます。改修についてですが、現在の改修の進捗状況と供用開始についてお尋ねします。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

先日支所のほうへ参りまして工事の進捗のほう確認してまいりました。状況からいいますと、今工事が進んでいるところでありまして、12月には利用開始ができるというふうに聞いております。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 12月、10月ですか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） 失礼いたしました。12月から開始になると聞いております。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 新しくなりましたので、皆さん楽しみにしていると思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 改築に合わせて新たに幾つかの部屋ができましたけども、参考資料の中に載っているんですが、おおむね面積というのは何人ぐらいなのかな。面積でいくのか、収容人数でいくのか、その辺もし分かりましたらお願いしたいと思いますが。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

新たに設けましたお部屋につきましては、3階になりますが、小研修室が55.38平方メートル、そして同じく3階の相談室1が26.88平方メートル、そして相談室2がこれもやはり3階ですが、25.8平方メートルというふうになっております。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） あとそれぞれの目的に基づいて使用する範囲が広がってきているなというふうに思うのです。それで、おおむねなんですけども、健康増進での使用、健康増進の中身の問題と、そうでない使用、健康増進以外の使用には使用料がかかるという形なんですけども、おおむねこの境といいますか、振り分け、どんな形なのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

基本的には健康増進目的でといったものにつきましては、非常に幅広いとは思っておりますが、皆さんで集っていただいている事例を申し上げますと、例えばフラダンスやヨガといったものの活用ですとか、あと健康体操を実施していらっしゃるだとか、あと地域の皆さんお一人暮らしの高齢者の方たちを対象に気軽に集まれる地域の交流の場を創出するといったものも利用されておりますし、また介護予防について勉強する教室などを実施しているといった事例がございますので、こういったものを健康増進ということで取り扱わせていただいております。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 一応名目上こういう形で書いていますけども、ほとんどが健康増進に関わるんですよね。体

を動かすというのは当然そこで絡んできますけども、いわゆるそういうのを外れて、そこでの講話の問題とか、いわゆるみんなで勉強会しようとかというのもみんな絡んでくると思うんですね。そうすると、ほとんどそっこのほうでもっていけるのかなというふうに思ったりしています。そういう点でもって、せっかくですので、大いに活用していただければ。この中でほとんどが行政が絡む、社協が絡む、そういう形なのかな。今までの形でいくと実質的にサークル活動等な形でもってそういうサービスを提供といいますか、そういう団体もあったりしていますので、これだって健康増進の一環だよと。社協の絡みの中では結局マイクロバスによって送迎をやりながらいろんなことをやっている。いわゆる運動、体操からカラオケもその一環でもって入っているという実態があるんですね。それから、食生活の関係でやっているという団体もあるわけですよ。だから、みんなこれ健康増進に絡んでいるなというふうに思うんですけども、そういう点でせっかくですので、大いに活用していただければというふうに思います。そういつてみたときに、健康増進は無料だから、余計なこと言わないでいいかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） 少し加えさせていただきたいと思いますが、基本的に例えば健康増進でも料金を支払って教室的なものを実施するということになりますと、これは健康増進というよりは営利といったものになりますので、ここの区分はきちんとつけていきたいというふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今それを質疑しようと思っていたら先言われちゃいました。ひとつ貸し館の手続についてお伺いしたいと思うんですけど、1つ目は、部屋も増えたんですが、貸し館の時間は何時から何時までを予定しているのかお聞かせください。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

利用時間につきましては、8時半から22時まで利用可能ということになっておりますし、土曜日、日曜日、休日にも利用のほうは可能というふうになっております。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今度部屋が増えたり、いろいろするんで、申込みの仕方ですね、今と同じように要するに事務所の部分が開いている時間での申込みになるのか、貸し館している間中申込みが受付可能なのか、ちょっとお聞かせ願ひたいと思いますが。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

貸し出しにつきましては、基本的に60日前より受付が可能となっておりますので、基本的には開庁している時間帯であれば受付のほうは可能というふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ということは、夜の9時くらいになっても申込みは受け付けるというふうに理解してよろしいですかね。私職員の勤務時間内かなと思ったんですが。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

失礼いたしました。基本的には8時半から22時まで利用時間となっておりますので、その間は職員のほうが管理しておりますので、その時間内であれば提出していただいて構わないというふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと、部屋の数も増えたりして、今度入る入り口は正面玄関から出入りできるという形で、要するに管理体制もそういう形でいくということでもよろしいでしょうか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

基本的に入入り口につきましては、正面玄関のほうを利用させていただきたいと考えております。

○委員長（村越洋一） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第41号 妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決しました。

議案第42号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（村越洋一） 次に、議案第42号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） ただいま議題となりました議案第42号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、国からの通知に基づき、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年の収入が一定程度下がる方等に対して国民健康保険税を減免することができるよう条例を改正するものであります。

減免対象となる要件については、令和3年度と変更はありませんが、収入の比較は令和3年分に対して令和4年分の見込額が3割以上減少となる場合に変更となります。また、減免対象となる国民健康保険税は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限、または特別徴収対象年金給付の支払日が設定されている令和4年度分の国民健康保険税となります。

なお、令和3年度末に資格を取得したことにより令和4年4月以後の納期限となる令和3年度分の国民健康保険税についても対象となります。

施行日につきましては、条例公布の日でありまして、議決の日の翌日6月22日となる見込みであります。

以上、議案第42号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（村越洋一） これより議案第42号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 国保の関係も介護保険と同等なんですが、対象はどの程度かお聞かせください。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） 申請件数になりますが、令和元年は35件、令和2年度は36件、令和3年度は6件という実績となっております。

○委員長（村越洋一） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第42号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 妙高市立学校設置条例等の一部を改正する条例議定について

○委員長（村越洋一） 次に、議案第43号 妙高市立学校設置条例等の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第43号 妙高市立学校設置条例等の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げます。

本案は、妙高高原北小学校と妙高高原南小学校が統合し、令和5年4月1日に妙高高原小学校が開校することから、関係する条例の規定を整理するため、各条例の一部を改正したいものであります。

初めに、妙高市立学校設置条例につきましては、学校統合に伴い、閉校する妙高高原北小学校と妙高高原南小学校の名称を「妙高高原小学校」に改め、校舎の位置を現在の妙高高原北小学校の位置と規定するものです。

次に、妙高市立学校施設使用条例につきましては、統合後の妙高高原小学校の施設使用料を現在の妙高高原北小学校と同様とするよう規定するものです。

なお、妙高高原南小学校の施設は、行政財産目的外使用条例を適用し、統合後もこれまでと同様に貸し出しを行うことと考えております。

次に、妙高市放課後児童クラブ条例につきましては、妙高市立学校設置条例と同様に、統合後の名称を「妙高高原小学校区放課後児童クラブ」とし、位置は統合後の校舎内としたいものであります。

いずれの条例につきましても、令和5年4月1日施行となります。

以上、議案第43号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（村越洋一） これより議案第43号に対する質疑を行います。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 統合後の妙高高原小学校区放課後児童クラブの利用者人数はどのくらい多くなるかお尋ねします。

○委員長（村越洋一） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

来年度の利用人数になりますので、はっきりしたことは申し上げられませんが、今年度で申し上げますと高原北小学校が22名、高原南小学校は47名おりますので、それが多少増減することになるかと思えます。合計しますと69名ですので、それがどのくらい多くなるか、減るかというような形になるかと思えます。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 支障はないと見えていますか。

○委員長（村越洋一） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

現在の妙高高原北小学校の児童クラブですと、1つの教室の大きさと同じ大きさになりますけれども、さすがにそこで六十何名ということになりますと、手狭になるかと思えます。今夏休みもそうなんですけれども、隣の教室もやはり空き教室になっておりますので、そこを利用してあります。統合後につきましても、そのような形でもって考えてあります。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） サポートされる指導員はどのような人数になりますか。

○委員長（村越洋一） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

今現在それぞれの学校が別々の団体で運営をしております。今2つの団体で話し合いをさせていただいておまして、ある程度方向性が見えた段階でこちらのほうの行政のほうも入りまして、調整を行いたいと思っております。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今、南小学校のほうも閉校になってからも学校開放については、今までと同等でもって貸し出しをするという説明だったんですが、今までの実績、それから今後想定されるその辺の状況というのはどのようになりますか。

○委員長（村越洋一） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

昨年度は、コロナウイルスの関係で利用はございませんでした。通常ですと、7月から8月にかけて、大体大学等の関係での利用がございます。ちょっと件数までは存じておりませんが、今年度につきましても現時点で合宿予定の大学があるということで、何件か予約が入っております。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 合宿入っているということでもって、利用してもらうのは大いに結構な話だと思うんですね。安全面だけの話なんだろうな。公共施設そのものについては、例えば関連になりますけれども、廃校になった学校がいっぱいあったりしていて、ここは今のところは続けているけれども、いずれは廃校になるよ、校舎のほうだってどうするのかなという、この辺も絡んでくるんですけども、正確な話はいいんですけども、こういう状況の中でのということの中で、トータル的に今後の扱い方といいますかね、その辺の構想的なものありましたらちょっとお聞かせをしていただければと思います。

○委員長（村越洋一） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

高原南小学校につきましても、体育館とそれから校舎の一部が避難所に指定されてあります。体育館自体は当然

耐震化されておりますので、今後につきましても、そのような形でもって使用するような形になるかと思えます。ただ、校舎につきましては、やはり老朽化ということもございますので、今後時期を見る中で場合によっては取壊しということも考えていかななくてはならないというふうに考えているところです。

○委員長（村越洋一） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第43号 妙高市立学校設置条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） 申し訳ありません。

先ほどの妙高市保健センター条例の一部を改正する条例議定の際に、委員から貸し館の受付時間についてお尋ねいただいたんですが、訂正をさせていただきます。貸し館の受付につきましては、職員がいる8時半から17時15分までとお願いしたいものです。ただし、基本事前申請となりますし、職員がいない場合につきましては、宿直で申請のほうを預からせていただくということをお願いしたいと思えます。

議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項

○委員長（村越洋一） 次に、議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち福祉介護課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出について説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。上段の3款1項2目社会福祉施設費、障がい福祉サービス事業所等移転事業の工事請負費9600万円につきましては、いきいきプラザで活動しているほっと妙高ワークセンター軽食喫茶クリエ及び市社会福祉協議会を朝日町にある旧スーパーサンライズ跡へ移転するための施設改修に係る費用を補正したいものであります。

続いて、工事概要について御説明申し上げます。議案第49号参考、補正予算の概要4ページの別紙2、さん来夢あらい改修工事平面図を御覧ください。まず、工事場所についてであります。4ページ下の全体図にありますとおり、さん来夢あらいの1階、スーパーサンライズがあった場所で、現在日本海鮮魚センターが出店している部分の隣奥の部分となります。

その上の平面図を御覧ください。大きくは3つの区分となりますが、改修内容につきましては、平面図の右側、社会福祉協議会の部分では事務所、ボランティア研修室、会議、打合せスペース、相談室などを設けます。

また、左側の軽食喫茶クリエの部分では、厨房、休憩室、更衣室などを設けるほか、社会福祉協議会とクリエの利用者、市街地を訪れた人がバス待ちなどの際に気軽に休憩、飲食、お休みできるよう、交流スペースの部分設

けます。また、パティオ広場からの出入り口につきましては、交流スペースの一面に新たに風除室を設けます。そのほか施設内、外に出なくてもスーパー、クリエ、社協が行き来できるよう、それぞれつなぐ出入り口を設けております。改修面積につきましては、全体で512.5平米となります。

補正予算の概要1ページにお戻りいただきたいと思えます。下段を御覧ください。改修のスケジュール予定につきましては、本案議決の後、7月中旬に工事発注をし、12月末までに工事完了、来年1月に社会福祉協議会、軽食喫茶クリエを移転、開設したいものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして8ページ、9ページをお開きください。中段の20款1項4目妙高山麓ゆめ基金繰入金につきましては、障がい福祉に役立ててほしいという寄附者からの意向により300万円を改修工事として基金から繰入れ行います。

下段の20款1項8目につきましては、ふれあい福祉基金繰入金1000万円ということで、地域における保健福祉活動の推進を図るという趣旨に沿って1000万円を同工事に繰入れさせていただきます。

以上で福祉介護課所管分の説明を終わります。何とぞ御審議の上、よろしく願いいたします。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） 続きまして、健康保険課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。補正予算書の10、11ページを御覧ください。中段の4款1項1目保健衛生総務費の地域医療体制確保事業では、4月から修学生1名に対して医師養成修学資金の貸与を開始したことから、今後卒業までに必要な修学資金1800万円を医師養成修学資金貸与基金へ繰り出すため、補正するものであります。

その下から次のページに係る4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では、4回目の追加接種を実施するため、集団接種会場での受付事務や接種介助などに従事する会計年度任用職員の人件費、接種券作成や予約相談センター運営に係る委託料、接種会場の借り上げ料などを計上したものであります。

13ページの中段、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、集団接種会場でワクチン接種業務に当たる医師、看護師等の人件費のほか、集団接種に係る医師派遣や個別接種に係る医療機関等への委託料について計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして8、9ページを御覧ください。16款1項2目衛生費国庫負担金は、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業に対し、その下、同2項3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対し、それぞれ国から全額充当される負担金、補助金であります。

以上、議案第49号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（村越洋一） これより議案第49号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 障がい福祉サービス事業所等の移転事業についてお尋ねします。スケジュールの予定ですが、12月末の工事完了ということですが、1月の移転は冬期一番厳しい時期だと考えますけれども、理由はどのようにしてでしょうか。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

工期の問題になるんですが、御存じのとおり今建築物価の値上がりですとか、物が手に入らないとかということ

で、一応12月までには工期は見ております。ただ、場合によっては早まる場合もあるということで、私たちが冬の移転というのはできるだけ避けたいなと思っておりますが、その辺は工期見ながらできるだけ早く雪の降る前に移転するように目標にしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） ぜひそのような形で早めていただければと思います。

以上です。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 同じくサービス事業の関係なんです、サンライズの今建物の前の広場、非常に駐車できない環境になっているということで、今見ますと後ろのほうに駐車場を整備していると思うんですが、あの整備というのはあの土地は民地だと思うんですが、どのような形であそこ整備されているのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

委員お話ありましたとおり、一応民地ということ、あれは西脇さんのほうで整備しております。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そうすると、これはこの施設のための整備とは違うんだというふうに考えていいんですか。

もし民地であれば借地なり、利用する場合に料金かかってくると思うんですが、その辺の考え方は。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 全くまちづくり新井の会社との関係なく個人的にやられているということで、市街地の部分でやはり駐車場今なかなかないということで、その前に奥側の通り沿いですか、そちらのほうで整備されておりますが、そういった形で、さん来夢のための駐車場ということでなくて、広く使ってもらおうという意味で整備していると聞いております。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょっともやっとしているんですけど、民地であり、民間のほうで整備したという形になると、福祉の関係で来られた方は無料で利用できるんですか、それとも有料で利用する形になるんですか。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 有料で月ぎめみたいな感じですかね、そういう形での利用の仕方を想定しているようです。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ということは、完全にこの施設のための駐車場ではないんだというふうに理解してよろしいんですかね。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） まちづくり新井とは全然別のものと考えてもらって結構だと思います。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そうすると、ここに来られた方々の駐車場所というのはどこになるんでしょう。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 先回もお話したとおり、30分までであれば地下の駐車場は使えるんですが、そのほか道路からの出入り口の部分に10台ほど留める場所があると。あと基本的に中央駐車場といいますか、文栄堂の裏に

駐車場がありますので、あそこを利用するのと、あと複合施設ができた場合にはその施設も利用できるような形で相互融通つけるような形での利用というのを今のところ考えております。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ここに来られる方々というのは結構高齢者の方、今のいきプラ見ていると高齢者の方も多いいですね。そうすると、行きづらくなる。また、社会福祉協議会のほうに相談に行くにしても、車留める場所がないということで足が遠のくんじゃないかなという心配があるんですが、その辺の考え方どうなんでしょう。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） その辺については、商店街振興とまちょっと絡みが出てくるのかと思いますが、今後の課題としてまたちょっと検討していきたいなというふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 先ほど30分間地下は無料ということなんですけど、正直言って私も地下利用したことあるんですが、非常に入りづらい。下手な運転だと入れづらいというか、もう二度と入りたくない方もいらっしゃるんで、もう少し利用者のために場所、場所といっても土地はあまりないんですが、少なくとももう一つぐらいどこか考えていくべきではないかなと思いますし、もし見えるところだったら前の第四銀行の跡地、あそこ草ぼうぼうにいつもなっていますので、所管は違っているかもしれないんですけど、そういったものを利用するなり、少し考えてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 空いている土地があれば、また有効利用するのも一つの方法かと思いますが、その辺は検討課題とさせていただきたいと思います。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと、地域医療体制の医師養成修学資金貸与制度の関係ですが、本会議のときにも、地元で就労しなかった場合には返却だというお話をされたと思うんですが、返却に対する条件、例えば何年間ここに勤務したらとか、そういった条件についてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

貸与した期間の1.5倍を従事していただければ、返金のほうはなくなるということに定めております。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ということは、これ普通最長6年になっていますけど、この方は今2年生ですよ。

○健康保険課長（田中かおる） 1年生。

○佐藤委員（佐藤栄一） じゃ、1年生から貸与していくという形なんで、6年間全部貸与することになると9年地元で勤めてくれという形になるんですか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

このたび修学資金のほうを貸与された方につきましては、今のところ6年間の貸与を希望されております。そういったところでは、1.5倍の9年間を従事していただくこととなりますが、そのことにつきましてもきちっと貸与される方には説明をさせていただいております。

○委員長（村越洋一） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 引き続き地域医療体制確保事業のところ、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、

無事に医師となって資格を取得されたといったときに、研修医制度がありまして、前期、後期ございますね。そう
いうときに市内の病院を利用しないといけないのか、あるいは自分のいろんなことを研修するために県外へ行って
しっかりと研修されてこれでもいいのか、ちょっとその点を確認させていただきますか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

医師の資格のほうを取られた後に研修を受けなければなりません、その研修の病院については、頸南総合病院
では今のところ受付が可能ではないというふうにお聞きしておりますので、他の病院のほうに行ってくださいこと
になります。その研修期間が2年というふうに設けられておりますので、その2年間は猶予期間というふうに設け
させていただいておりますし、そのほかに専門研修として研修を受けたいということでありまして、5年間を猶予
するというふうにさせていただいておりますので、そのように御理解いただければと思っております。

○委員長（村越洋一） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） やはりすごい志高く医師としてといったところで、お一人でも出られたということは非常
にうれしいことだといったところでございます。そういう猶予と、あるいは隣の市では非常に研修医に人気のある
病院がございまして、そういったところもなにかの形で情報提供されるといいのかなというふうには思っ
ております。

あと専門医、本来であれば総合医的な形でおいでいただけると一番うれしいんでしょうけども、御自身がこれを
専門にしたいとかといったところで、以前内科とか、外科とか、整形外科、いわゆるメジャーと言ったらいけませ
んけれども、そういった科の医師でお願いしたいなというようなことは、この委員会、以前の委員会で伺ったよう
な記憶があるんですが、例えばいわゆる耳鼻科とか、皮膚科とか、眼科とか、泌尿器科とか、いろんな科がござい
ます。自分はそっちを目指したいんだというような形になった場合としても、いわゆる総合病院があるわけですか
ら、病院でお勤めいただいて、いろんな形で関わっていただくというふうなことを考えた場合、この専門医でなけ
ればならないということはないんですよ。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

市内の医療機関に従事していただくに当たって、特に充実が必要とされる診療科目として私どもとしましては内
科、外科、整形外科、小児科、産婦人科での従事を希望される方を要件というふうに当てはめております。

○委員長（村越洋一） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 近年ですね、やはり、先ほど私ちょっとお話し申し上げましたが、総合診療医というのが
非常にクローズアップされてきております。いろんな形でいろんなものをできる、いわゆる赤ひげ先生的な、そう
いったところもございまして、いろんな意味でね、市としても対応、この科、この科というよりは、そういった
ところも含めていろいろお考えいただけるとよろしいんじゃないかと思いますが、その点についてはいかがでござ
いまいしょうか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

総合診療科を希望される先生につきましては、今申し上げました内科や外科、整形外科や小児科といったところ
をカバーできるものというふうに認識しておりますので、そういった科目を希望される先生につきましても、要件
としては当てはまるというふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） でき得ればその次の方、また次の方とつながっていけるように、いい感じのネットワークをまた妙高市のほうでもお考えいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 新型コロナウイルスワクチンの接種事業についてお尋ねしたいと思います。これまで3回の接種がありましたけれども、副反応の疑いで症状が悪化した例等ですね、市への報告はありましたでしょうか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンを接種後に重症な副反応が見られてこちらのほうに相談にいらした方というところでは、家族の方がお一人ありましたが、内容聞かせていただく限りでは、重篤な副反応といったところでは判断し切れないところがあります。より一層の判断を求めていくこととなりますと、予防接種におきましては、健康被害調査委員会のほうに申請していかなければならないかなというふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 市民の方ではですね、副反応により高熱が出るという方も聞いていますし、私自身もそうでしたが、4回目の接種は見合わせたい声とか、あるいは3回したからもうそろそろいいかなというような方々も聞きます。そうになると、接種率が下がる可能性も考えられるわけですが、市の考え方としては、効果と安全性についても含めてどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

第4回目の接種につきましては、感染予防を目的としているものではなく、重症化予防を目的としての接種というふうに考えておりますので、高齢者の方や基礎疾患を有する方につきましては、ぜひ接種をしていただきたいというふうに考えておりますし、全員協議会のところでもお話しさせていただきましたが、子供たちの接種も今進めているところですが、子供たちの接種というところでは親御さんも非常に接種を悩まれていらっしゃるかと思えます。そういったところでは、周りにいる大人が接種を進めていきまして、できる限り予防効果を高めていきたいというふうに考えているところです。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 承知しました。接種率の向上のためにはどのように市民のほうに理解していただけたらよろしいですか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

このたびの4回目接種につきましても日時を指定させていただいているところです。そういったところでは、市民性からいきますと、非常に妙高市民の皆様はまじめで、接種のほうも日時が指定してあるので、行って接種してみようかということでこれまでも9割近くの接種を実施しているところでもありますので、そういった市民性にも期待しているところでございます。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 2点、3点かな、お願いいたしたいと思います。

先ほど佐藤委員のほうからも議論ありました障がい福祉サービスの関係ですが、どうも私も答弁聞いていて駐車場の関係ですね、これ障がい者福祉なんですよ、そういう事業の中でもって駐車場がきちんと確保されていない

というのは全然その目的そのものがね、きちんと計画になっていないというふうに私踏むんですよ。作業所とか、建屋の中でというのはそれはそれなりにやっているけども、そっちのほうがメインなのか、そこへ出入りする人たちがメインなのか、事務所そこにあるから、あとは勝手に来いよ、勝手にやれよというような話であっちゃならないなというふうに思うんですね。そういう点ではやっぱり駐車場というのはね、あそこへ持って行く目的との絡みの中で、駐車場そのものはきちんと保障された中でもって計画というのはつくっていかなくや筋が通らないでしょうということだと思うんです。ここ移動するといったときに、その辺は駐車場の位置づけの問題は検討課題に上がっていたのかいなかったのか、後で指摘されてこうなったのか、その辺の経緯はどうですか。

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 障がい者施設であり、社会福祉協議会ということで、そういった障がいをお持ちの方も当然寄られることは想定しなきゃいけない部分であったのですが、今アーケード状になっていて、そこから取り付く部分については点字ブロックを敷いてあったり、いろいろ配慮されているんですが、根本的な駐車場の部分についてはまだそこまで実は検討課題にはあったんですが、そこまで具体的に話というのはちょっと進んでいないようなところがあって、今委員さんから御指摘いただいたことについては、重要な課題としてまた受け止めていきたいなと思っております。認識はしているんですけど、具体的に駐車場をどうするかという部分まではまだちょっと話は進んでいないというところでございます。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） しかもですよ、引っ越しするのが1月、降雪期に誰もやりたくてやるわけじゃないというのは百も承知です。だけど、たまたま流れの中でそうならざるを得ないと。それとあわせて、いろいろ言っているけども、冬場の駐車場どうなるのと。検討課題にはのっていたけども、今そうやっていませんというのは、ちょっとうまくないんじゃないかと。副市長、どうなんです、これ。やっぱりやるとしたらそこにセットで考えるのが普通じゃないかと思うんですが。

○委員長（村越洋一） 西澤副市長。

○副市長（西澤澄男） 駐車場の問題についても前々から私らも検討しておりまして、今とりあえずは中央駐車場からの距離、今霜鳥委員おっしゃったとおり、あその施設については、基本的に施設、作業所になりますので、行けばそこですといらっしゃるわけですから、利用者は基本的には健常者がおいでになると。ただ、社会福祉協議会という公共施設入りますので、半公共が入りますので、そこにはそういう方もおいでになりますので、今課長の言いました第四の裏といたしますか、あの駐車場、それから元第四の跡も今ちょっと検討してまして、ただ御承知のとおり今工事が中断してなかなかうまく進んでおりませんが、取りあえず今第四の跡地も使える状態ではあると、舗装はしてありませんけど、その一部利用しながら来年に向かってどうやるかというのを検討していきたいということで考えております。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私は当然のことだと思うんですね。したがって、引っ越しまでに時間があります、まだ。しかるべき形をきちんと明確にして出していただきたいというふうに思います。先ほども言いましたけども、クリエで働く皆さんとそこに関わる、あるいはそこに行く市民の皆さんとという、このところをいかにうまく流していくか、転がしていくか、あわせて社協への関係もそうなんですけども、そこはぜひ、通り一遍でもってという話じゃなくて、きちんとした対応をぜひお願いしておきたいと思います。

あと地域医療の関係でもって太田委員がいろいろありましたんで、一言だけなんですけど、やっとなんていいますか、1名の参加者といえますか、申込者ができてよかったなと思っています。1年お休みしたけども、2年目でこうな

ったということは。これをいかに次につなげていくかということですね。政府のほうも個人的ではありますが、医師不足というのはそろっと言葉として出すような状況もある面では出てはいますけれども、医師そのものをいかに育てていくかというのは、地元でもってスタートしたというのがね、私はすごい英断だなと思っているんですけど、これを機にどれだけPRして次につながる人を見つけていくかというか、希望者を募るかという、ここが私は非常に大事だと思うんですね。したがって、今回のこういう結果、大いにマスコミもぜひ使っていただきたいというふうに思うんですね。こういう制度というのは、じゃこの近辺でやっているのかというかとやっていないわけですからね。そういうことでもってやっぱり妙高市でもって始めたこの制度、医師ができたという、希望者があったという、これをどんな形で取り組むか、大いにアピールしていただきたいと思うんですけども、その辺のところの考え方お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） 御質疑にお答えいたします。

この制度につきましては、令和2年度に創設させていただいて、これまで職員が足しげく大学や県内高校へこういった制度を設けましたということで周知活動に努めてまいりました。おかげさまでこの4年度に2年目にしようやく1名の応募者を得たわけなんですけど、これによりまして、非常に県内もそうなんですけれども、県外からもこういった妙高市の制度についての問合せがここ最近増えてまいりました。引き続きやはり周知活動には努めてまいりたいというふうに思っておりますし、マスコミなどにもこういった制度の周知のほうをお願いしていきたいというふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 希望者の範囲といいますか、市内、市外というふうに出されたんですけども、今後の動向を注視していったときに、市外というのはどこまでの範囲を示すかというのがあると思うんですね。私は、そういうつながりというか、契約がきちんとできるのであれば、どこ、ここ関係なく対応できるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう点での地域拡大といいますか、その辺の考え方がかですか。

○委員長（村越洋一） 健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

対象地域につきましては、市内に限らず市外も、そして県内も広く応募される方については対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） あとワクチンの関係ですね、私も次4回目来たらすぐ行かんきゃいけんというふうに思っているところです。私も自分の体調絡みといいますかね、こういう形の中で重症化しないようにという、特に昨年から自分の健康というものに気を回すといいますか、考えるようにはなりました。状況報告といいますかね、見ると60歳以上でもって93.6%ですよ、9割以上です。非常にまじめなんだなという問題と、時期的に今度はね、暖かい時期ですので、着るもの云々というのは心配せんでもいいわけですし、今までどおりでパターンでやっていくということでもって、この率もどうなんだろうな、心配している人も中にはいるでしょうし、その心配していて云々ということよりも私は懸念するのは、スマホ、SNS等でもって批判している人たちがいるという辺りが非常に懸念する部分なんです。人にその辺のところとやかくという話じゃなくて、お互いに自分の健康を注意しながら対応していくということの必要性ですよ。こここのところ、こういう点を今後もきちんとアピールしながら、対応していただきたいと思いますというふうに思います。

予防接種、ワクチン接種をやっていたおかげなのかどうなのか、妙高市の感染者が今ここでもって下げ止まりに

なっているという部分、それから、いつときは増えたけども、そこでもって3回目打ってから、その効果として出てきているのかなというふうに思ったりもしているんですけども、この辺の動向というのは、国のほうではいろんな見方というのもあったりしていますけども、今ここでは重症化を避けるという形で、感染予防ということじゃなくて重症化を避けるという形なんだけども、当然のことながら両方に関係するわけですけども、その辺のところの見通しといいますか、国はこうだと言っているけども、まだその次に第7波というものもという声も聞こえたりもしているんですけども、その辺の動向としての考え方がいでしょうか。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

新型コロナウイルスにつきましては、今下げ止まりで経過しておりますが、やはり今夏場といったところもありますし、皆さんの感染対策といったものが徹底されているものということで効果が表れているものと考えております。まだまだ気を許さず第7波もあり得るというふうにも考えておりますし、この接種につきましても、現在のところ60歳以上の方、そして18歳から59歳の基礎疾患を有する方という方が接種対象者となっておりますが、今後万が一こういった方たちからも拡大してその他の皆様にも接種をということになったときにも対応できるように、市としては準備をしまいたいというふうにも考えておりますし、市民の皆様には引き続き感染対策については周知を徹底してまいりたいというふうにも考えております。

○委員長（村越洋一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） すみません、今ちょっと、ちらっとなんですけど、今回の対象はここに書いてあるように18から59歳、基礎疾患云々という話。60歳以上。これ以外といいますか、要は希望者対応ということは可能なのかなのか、今ちらっと聞こえたような気がするんですけども、そのところを確認させてください。

○健康保険課長（田中かおる） お答えいたします。

18歳から59歳以下で基礎疾患を有する方、またはその他重症化リスクが高いと医師が判断された方が今回の対象者となっておりますので、希望によって接種することは今のところ現時点ではございません。

○委員長（村越洋一） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） すみません、私の先ほどの発言の中で、「障がいをお持ちの方」という表現をしてしまいましたが、「障がいのある方」ということで訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（村越洋一） では、これより採決します。

議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

陳情第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情

○委員長（村越洋一） 引き続き全員協議会において当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

付託されました陳情第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情を議題とします。

事前に陳情書等が配付されておりますので、各委員の意見を順に聞きたいと思っております。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 毎年、毎年同じことやっているんですね。何でもこういうことやらないと教育現場の充実が図れないのか、政府は何をやっているのかというのは、これはやりやいいという問題じゃないと思っています。したがって、同じことを繰り返しやるということじゃなくて、本当に教育現場、子供を育てる、こういうことを本当に考えたら地方から上げなきゃできないという、そういう問題じゃないというふうに思いますので、もう強く申入れをしたいという立場です。

○委員長（村越洋一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 特にコロナ禍にあつて職員の業務も増大し、一日中、さらには多分帰宅後も緊張が続いているのではないかと心配しております。職員の加配も含め、これは一部地域の課題ではなくて、全国一丸となって意見を出すべきと考えます。したがって、賛成です。

○委員長（村越洋一） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 基本的には賛成です。例年同じのが何年も出ておりまして、議長時代もやっぱり陳情等も来られていますんで、先ほど霜鳥委員のほうからあったように、なかなか実現が難しいんだらうとは思いますが、実現に向けて努力すべきだと思っております。

以上です。

○委員長（村越洋一） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 本当に毎年出ているんです。少しずつ改善はされているなというふうには思うんですが、少子化が進んじやって、30人以下学級の対象も減ってきているのではないかなと思うんです。しかし、これはまだ全県で考えれば30人以上の学級が結構あるんで、継続してやっていかなきゃいけない。それから、個々の負担についても早く2分の1に戻してやっていくべきだと思いますので、この意見書については賛成です。

○委員長（村越洋一） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 私もこの意見書に関しましては、陳情書、賛成といった意見でございます。どこにいてもお子さんがいい形で教育が受けられるように、そういった体制はきちっとつくるべきだというふうに思います。ぜひとも少しでもいいですから、進んでいただきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（村越洋一） これより起立により採決します。

陳情第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○委員長（村越洋一） 賛成委員全員であります。

よって、陳情第7号は採択されました。

陳情第7号は採択となりましたので、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者及び提出する意

見書を決定する必要があります。

まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います。この決定について何か御意見ありませんか。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 提出者は委員長、賛成者は委員全員ということでいかがでしょうか。

○委員長（村越洋一） ただいま霜鳥委員より、提出者は委員長、賛成者は全員という意見が出されました。

お諮りします。ただいまの提案のとおり提出者は委員長、賛成者は委員全員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、意見書案文の精査について何か御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 特にないようですので、本案文を意見書としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。本意見書につきましては、その字句等の整理を会議規則109条の規定により委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は委員長に委任することに決定されました。

以上で当委員会に付託された案件の審査が全て終了しました。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（村越洋一） 引き続き、閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

お手元に配付の閉会中の継続審査（調査）の申出について、案を御覧ください。

1）、管内調査についてお諮りします。

閉会中において委員会の活動を行うため、配付の資料のとおり申出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、1）、管内調査の申出については、お手元に配付の資料のとおり申出することに決定されました。

次に、管内調査の日程についてお諮りします。

管内調査については、7月6日水曜日に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査は7月6日水曜日に実施することに決定されました。

なお、細部については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承お願いいたします。

次に、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。閉会中において委員会の活動を行うため、お手元に配付の資料のとおり申出することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村越洋一） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の資料のとおり申出することに決定されました。

なお、細部については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承お願いいたします。

○委員長（村越洋一） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これもちまして厚生文教委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午前11時10分